

子ども子育て支援納付金について

1 はじめに

令和 6 年 6 月に児童手当の拡大等の「子ども施策の拡充」を目的として、子ども子育て支援法が改正され、医療保険者は従来の「基礎賦課分（医療分）」、「後期高齢者支援分」、「介護納付金分」に加え、令和 8 年度から「子ども・子育て支援納付金」を保険税（料）として徴収することとなり、各医療保険者の納付額は加入者数等で按分され算出されることになりました。

こうしたことから、今後、本市の国保においても対応が必要となります。

なお、本市における国保の賦課は地方税法等を根拠とする「税方式」であり、今後、地方税法等の改正が行われる予定となっています。

2 国保税（料）率の設定方法の動向について

国は令和 1 8 年度までに都道府県単位で国保税（料）率を統一することを推進しており、これを受け、北海道では令和 1 2 年度から道内の国保税（料）率を統一することを予定しています。

こうした状況を踏まえ、北海道では、「基礎賦課分（医療分）」、「後期高齢者支援分」、「介護納付金分」の国保税（料）率の統一に先駆け、令和 8 年度から「子ども子育て支援分」の国保税（料）率を統一することを検討しています。

現在のところ、「子ども子育て支援分」の納付金の額や税（料）率は、「基礎賦課分（医療分）」、「後期高齢者支援分」、「介護納付金分」と同様に未定であり、今後、状況が分かり次第、お示しして参ります。

現段階で「子ども子育て支援分」について国から示されて点は次のとおりです。

- ・ 基礎賦課分（医療分）と同様、低所得者に対する 7 割、5 割、2 割軽減が適応される
- ・ 1 8 歳以下の子どもに対しては均等割を課さない

3 スケジュール（予定）について

令和 7 年 1 1 月	仮係数による納付金額等の通知、予算要求
1 2 月	恵庭市国保運営協議会、議会（厚生消防常任委員会）への報告
令和 8 年 1 月	確定係数による納付金額等の通知
3 月	恵庭市国保運営協議会、議会（厚生消防常任委員会）への報告 議会での予算案・条例改正議案の審議